

## よくあるご質問

令和7(2025)年6月 感染症対策課

- 栃木県電子申請システムの操作に関し、よくあるご質問とそれに対する回答は以下のとおりです。

※専用IDを登録した後は、専用IDで利用者ログインした上で、申請や各種手続きを行うこととなります → このQ&Aの下段の方を参照してください

- ここに記載がない操作につきましては、栃木県電子申請システムのホーム画面最下部に記載があります【電子申請システムの操作に関するお問い合わせ先】にご確認ください。

1	申請した内容を確認／修正したい ／通知等をダウンロードしたい ※専用IDの登録で利用者登録を せずに申請した場合	・栃木県電子申請システムのホーム画面上に記載があります【申請状況確認】から申込内容照会のページに入り、整理番号／パスワードを入力すると、申請した内容を確認／修正／通知等のダウンロードができるページに入れます。
	申請した内容を確認／修正したい ／通知等をダウンロードしたい ※利用者登録し、利用者ログイン した上で申請した場合	・栃木県電子申請システムのホーム画面右上に記載があります【ログイン】から利用者ログインのページに入り、ID／PWを入力すると、申請した内容を確認／修正／通知等のダウンロードができるページに入れます。
2	整理番号／パスワードを忘れた ※専用IDの登録で利用者登録を せずに申請した場合	・申請の際にメールで自動配信されています。 ・県の担当者がシステムを通じて再送信させていただきますので、お電話等でお知らせください。※口頭ではお伝えできません → 登録したメールアドレス宛て、整理番号／パスワードがメール送信されます。
	利用者登録ID／PWを忘れた ※利用者登録し、利用者ログイン した上で申請した場合	・IDは保険医療機関番号(10桁)です。 ・PWを忘れた場合は、利用者ログインした上で、再発行処理をしてください。 → 登録したメールアドレス宛てに、PWの再設定メールが送信されます。
3	メールアドレスを変更したい ※専用IDの登録で利用者登録を せずに申請した場合	【不可】 ・利用者登録をせずに申請された際に入力した連絡先アドレス確認メールのメールアドレスは、申請者側、県側のどちらからも変更することができない仕様になっております。
	メールアドレスを変更したい ※利用者登録し、利用者ログイン した上で申請した場合	・利用者ログインした上で、メールアドレスの変更処理をしてください。 → 新たに登録するメールアドレス宛てに、登録手続のメールが送信されます。

4	<p>専用IDの取得後、「協定書第3条（医療措置の内容）」の内容を変更する場合、専用IDはどうか？（取り直すことになるか）</p> <p>【令和7（2025）年7月追加】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「協定書第3条（医療措置の内容）」の内容を変更する場合、<u>栃木県電子申請システムの変更申出用フォームから申請をお願いします。</u></li> <li>・変更申出の手続きをもって、県が職権で現行の協定を解除した上で、新たに協定を締結することになりますが、<u>専用IDは従前と同じIDを引き続き利用していただきます。</u> <u>（IDやPWの通知はありません）</u></li> </ul>
5	<p>専用IDの取得後、「医療機関の名称」を変更する場合、専用IDの変更手続きはどうか？（医療機関が栃木県電子申請システムにログインの上、変更処理するのか？）</p> <p>【令和7（2025）年7月追加】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>変更申出の手続きと併せて、県が専用IDの変更処理を行いますので、医療機関における処理はありません。</u></li> <li>・なお、「メールアドレス、電話番号、担当者名」など変更申出の対象外の項目変更は、<u>栃木県電子申請システムにログインの上、医療機関において変更処理をお願いします。</u> （毎月末に専用IDの登録状況を県で確認し、協定台帳へ当該項目の変更を反映します）</li> </ul> <p>※栃木県電子申請システムのホームページ右上に記載があります【ログイン】から利用者ログインのページに入り、ID/PWを入力すると、利用者情報の変更画面に入れます。</p>
6	<p>専用IDの取得後、どのような場合に、専用IDを取り直すことになるか？</p> <p>【令和7（2025）年7月追加】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・薬局が法人化等で開設許可の廃業新規をする場合、協定を解除して新規締結することになりますが、施設に継続性があれば同じIDを利用いただくこととなります（過去の申請を参照できます）。</li> <li>※新規申請の際に同じIDを登録します。</li> <li>・仮にID（保険医療機関番号）が変更になった場合でも、施設に継続性があれば同じIDを利用いただくこととなります（過去の申請を参照できます）。</li> <li>※県がIDの変更処理を行います。</li> <li>・以上の例のように、施設に継続性があれば、原則同じIDを利用いただくこととなります（過去の申請を参照いただくためです）。</li> </ul>
7	<p>専用IDについて、感染症対策課が作成するフォーム以外でも利用できるか？</p> <p>【令和7（2025）年7月追加】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「協定締結医療機関向けの申請フォーム」は専用IDのみ利用が可能なフォームです。</li> <li>・逆に、専用IDは感染症対策課が「協定締結医療機関向けに公開する申請フォーム」においてのみ利用が可能です。</li> </ul>